

高齢者タクシー運賃助成事業

対象者

●豊明市に住民登録のある方で、以下①または②の、どちらかに該当する方
(※障害者福祉タクシー料金助成の対象の方を除く)

①事業年度末までに満80歳以上の方

②以下の要件を、全て満たす方

☑満65歳以上である

☑要介護または要支援の認定がある

☑市町村民税非課税世帯に属している

申請は
1人
1回限り

内容

●タクシー利用料金の助成券(500円)を交付します。

申請に必要なもの

●申請書(申請には本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカード等の官公署が発行した身分証明書が必要です。助成券を利用する人が申請者と異なる場合は、利用する人の身分証明書の写しが必要です。)

交付枚数(1年度1回限り交付。 再交付や追加交付はできません)

●4～6月に申請: 48枚

●7～9月に申請: 36枚

●10～12月に申請: 24枚

●1～3月に申請: 12枚

※既に申請された方には、毎年3月末頃に、翌年度分の助成券(48枚)を郵送予定です

助成券の使い方

●助成券は交付を受けた方のみ利用できます。

●他人に譲渡することはできません。

●本事業の登録事業者でのみ利用できます(別紙の利用可能事業者一覧を参照)。

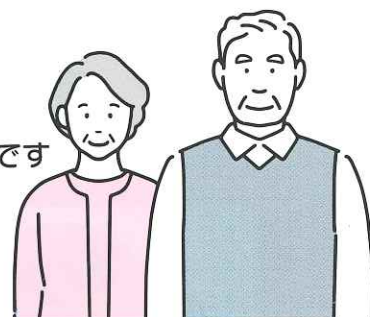
●1回の乗車で1枚の助成券(500円)が利用できます。

●利用の際、**おつりはできません(差額については、自己負担をお願いします。)**

●助成券は、おつりがでない範囲で、他の利用者の『豊明市高齢者タクシー運賃助成券』や『豊明市障害者福祉タクシー料金助成利用券』と併用可能です。

●**詳しい使い方については、裏面もご覧下さい。**

●タクシー降車時に助成券を乗務員へ渡す際は、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の官公署が発行した身分証明書)をご提示ください。



助成券の有効期間

●4月1日から翌3月31日まで(1年間)

※以下に該当する場合は、助成券を破棄ください。

- ・本事業の対象者に該当しなくなった場合
- ・助成券の有効期間が切れた場合

申請先

豊明市

長寿課

0562-92-1261

相乗りの助成券の組み合わせ

○可能→(1)高齢者タクシー運賃助成券+高齢者タクシー運賃助成券

○可能→(2)高齢者タクシー運賃助成券+障害者福祉タクシー料金助成利用券

※『障害者福祉タクシー料金助成利用券』の利用に関しては、高齢者タクシー運賃助成券との併用が可能となったこと以外は、これまでどおりです。(担当:地域福祉課(0562-92-1119))

使える枚数

例1

【1人で乗る】

乗車料金が1,200円の場合

→ 本事業の助成券1枚を利用+700円(自己負担)の支払い



運賃 ¥1,200



助成券
¥500

1枚のみ使用可能

例2

【2人で乗る(2人とも自分の助成券あり)】

乗車料金が2,300円の場合

→ 本事業の助成券2枚を利用+1,300円(自己負担)の支払い



運賃 ¥2,300



助成券
¥500

1枚のみ使用可能



助成券
¥500

1枚のみ使用可能

例3

【2人で乗る(1人だけ自分の助成券あり)】

乗車料金が2,300円の場合

→ 本事業の助成券1枚を利用+1,800円(自己負担)の支払い



運賃 ¥2,300



助成券
¥500

1枚のみ使用可能



自身の助成券
が無い

券は使えません